

下水道課からのお知らせ

～下水道使用料の改定について検討を始めます～

平素は公共下水道事業および農業集落排水事業にご理解・ご協力を頂きありがとうございます。

この度、事業の財政健全化を目指し、下水道使用料の改定について検討を始めることになりました。

笠間市の汚水処理

笠間市の汚水処理は、市が事業運営している公共下水道事業および農業集落排水事業と住民の皆様が設置している浄化槽により構成されています。

※平成31年3月31現在 笠間市人口	76,068人
公共下水道受益人口	35,077人（人口比 46.1%）
農業集落排水受益人口	6,542人（人口比 8.6%）

公共下水道事業では主に市街地を対象に、農業集落排水事業では農村部を対象にし、住民の生活環境を快適にするとともに、公共用水域の水質保全を目的に、生活排水や工場排水の処理を行っている事業です。現在の使用料金体系は、従量制（基本料金+使用量に応じた追加料金）としており、公共下水道事業および農業集落排水事業で同一となっています。

経営の現状

平成30年度決算では、公共下水道事業については、使用料収入（約579百万円）に対し約950百万円を、農業集落排水事業については、使用料収入（約71百万円）に対し約319百万円を一般会計繰入金により充当しており、本市の財政に大きな負担となっています。その原因につきましては、起債（借金）の償還金（返済金）が支出の大きな割合を占めており、当面の間、現在と同程度の負担が続くことが予想されます。

このように、汚水処理事業の財源が不足しておりますが、笠間市では汚水処理事業が住民生活に直結するインフラであると考え、供用開始した平成4年から今日までの27年間、料金の値上げを行わずに事業運営を行ってまいりました。

財政収支等の見通し

1) 使用料収入の見通し

人口減少はますます進むことが予想され、令和20年には60,000人を下回る推計となっています。下水道の水洗化人口（公共下水道接続率 87.7% 農業集落排水接続率 79.7%）については、行政人口の減少と接続率の増加により横ばいが続くが続くものの、微減に転じた後令和15年を境に減少幅が大きくなるものと予想されます。

2) 企業債償還金

公共下水道事業では、起債（借金）の償還金（返済金）が年間約14億円と支出の大きな割合を占めており、当面の間、大きな負担が続くことが予定されております。農業集落排水事業においても、年間約3億円の償還が予定されています。

3) 一般会計繰入金額

施設の建設には多額の工事費用が必要であり、その財源を起債（借金）に頼り事業を進めてまいりました。この起債の償還（借金の返済）までは使用料で賄いきれず、公共下水道事業においては年間約9億円程度を、また農業集落排水事業においては年間約3億円程度を市の一般会計から繰入することで、事業を継続してきましたが、今後も同程度の収支状況が続くことが見込まれます。

4) 繼続的な事業運営に向けた課題

今後の事業の見通しにおいて、人口減少により収益性の改善が見込めない状況であり、持続可能な事業運営に必要不可欠な経営基盤の強化が急務となっています。下水道経費は下水道使用料により賄うことが原則（汚水私費の原則）であり、一般会計繰入金（＝通常の税金）が投入されることは、下水道を使用していない住民に対し、税金の使途に対する不均衡となっています。また、施設の老朽化に伴う建設改良費が今後増加することが見込まれ、このための財源確保が必要となります。

5) これまでの取組みと今後の取組み

笠間市では、これまで事業の効率化を図るため、処理場の運転における民間委託の導入等に取り組んでまいりました。また、財政支出の軽減を図るため、人員削減や起債の借り換えによる利息支払いの軽減等を行ってまいりました。これまでも住民の皆様へ接続をお願いしてまいりましたが、これからも更なる接続率の向上が必須であり、継続して未接続者への理解と協力をお願いし、使用料収入の増加を図ります。今後は更なる経営の効率化を図るため、これまでの取組に加え、処理場の統廃合等の検討を進めてまいります。

6) 使用料改定の目的と必要性

経営の健全化に向けて、これまでコスト削減などのさまざまな取組みを実施してまいりましたが、それだけでは経営状況を改善できない状況にあり、このたび下水道使用料の改定を検討することとなりました。今後10年間で見込まれる不足額を補うため、収入の根幹をなす下水道使用料を改定し、経営の健全化を図ります。下水道使用料の改定により事業に必要な財源を確保し、老朽化した下水道施設の改修・更新、耐震化等の汚水処理事業の持続を目指します。

7) 今後の予定

来年度（令和2年度）より適正な料金改定の検討を実施し、議会の承認を経て、実際の料金改定となります。受益者である住民の皆様の負担が急激に変化することのないように、段階的な引き上げ等の実現性に問題がない施策に努めます。今後も経営の効率化とコスト削減など一層の経営努力を進めますので、引き続きご理解ご協力をお願いします。

日 程（予定）	内 容
令和2年9月	条例改正案の議会への提出
令和2年10月～	住民への周知（広報、ホームページ等）
令和3年4月	新使用料金施行期日

この資料に関するお問い合わせは下水道課です。

〒309-1723 笠間市矢野下750番地（浄化センターともべ内）
電話番号：0296-77-1101 内130（業務G）、内111（生活排水G）